

## 石川緊急事態宣言下の対応及び協力依頼等について (令和3年5月10日時点)

保護者・地域の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、石川県内では新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、5月9日「石川緊急事態宣言」が発出されました。本市としましても、徹底した感染症対策を講ずるとともに、子供達の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点を踏まえ、学校ならではの学びの継続に取り組んでいるところです。

今後のさらなる感染拡大をできる限り予防し、子供達の学びを止めないためにも、引き続き保護者の皆様と子供達の感染予防について令和3年5月7日付け「新型コロナウイルス感染症対策へのご協力のお願い」に基づくとともに、5月10日(月)から5月31日(月)の期間、下記の点についてご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 学校における通常授業について  
感染症対策を徹底し通常の授業を継続します。ただし、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」など感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は、行わないこととします。
- 2 校外の学習活動について  
5月31日(月)までの期間に予定している泊を伴う学校行事、遠足、社会見学、運動会等は期間外に延期、もしくは中止とします。
- 3 部活動について
  - ・可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。
  - ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないこととします。
  - ・5月31日(月)までの期間中は他校との練習試合・合同練習等を行いません。
  - ・活動を行うにあたっては、活動場所を学校内等、日頃活動している場所に限定し、活動内容は精選し、平日は1時間程度の活動にとどめるとともに、休日の活動についても必要最低限の内容で2時間程度とします。
- 4 その他の教育活動について  
本校及び地域の実情に応じて、慎重に検討・判断するとともに、実施する場合は、感染症対策を徹底します。  
5月31日(月)までの期間に予定している保護者及び地域の方々等の参観や来校される学校行事、学習活動については、児童生徒のみで実施、期間外に延期、もしくは中止とさせていただきますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。詳細は別途お知らせします。
- 5 「令和3年度全市一斉学校公開週間」について  
6月7日(月)～6月13日(日)の期間に設定している「全市一斉学校公開週間」については、不特定多数の方々の来校が予想されることや感染拡大防止の観点から、中止とさせていただきます。  
代替の取組として、同期間中、学校ホームページや学校だより等を活用して、情報発信を行います。